

区画整理ニュース

〒807-0825 北九州市幡豆区折尾4丁目8-18
Tel: (093) 602-3108 Fax: (093) 602-3128
E-mail: toshi.orio@city.kitakyusyu.lg.jp

今回は審議会委員の選挙についての特集号です！！



審議会委員の選挙日程のお知らせ

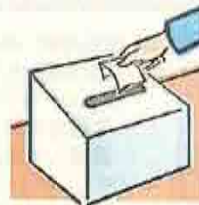
前回のニュースの中でご紹介いたしました『北九州市都市計画事業折尾土地区画整理審議会』委員の選挙に関する日程のお知らせです。

審議会は、皆様のご意見を民主的かつ公平に事業に反映させるため必要な事項について、市が審議会に意見をお聞きしたり、同意を得たりする大切な機関です。

今回は、審議会選挙の日程等に関する手続き等について、ご紹介いたします。

- 選挙人名簿の閲覧期間
平成19年7月2日(月)から7月15日(日)まで
- 立候補の受付期間
平成19年7月28日(土)から8月6日(月)まで

審議会委員の選挙の投票日は 平成19年8月19日(日)



※ 立候補者の数が定数を超えないときは、選挙は行いません。

- 借地権申告の締切日
平成19年5月30日(水)
- 相続届出の締切日
平成19年7月15日(日)
- 共有名義の土地等の代表者の届出締切日
平成19年8月19日(日)

※ これらの申告や届出等を行っていただかないと選挙に関する権利は行使できません。

1. 審議会委員の選挙、定数、任期

- ① 審議会の委員の選出は、立候補者のうちから選挙により行います。
- ② 折尾土地区画整理審議会の委員の定数は10名です。その内8名が地権者の中から選挙で選んでいただく委員で、残りの2名は市長が選任する学識経験委員となっております。
地権者の中から選んでいただく8名は、宅地所有者から選んでいただく委員と借地権者から選んでいただく委員からなり、その数の内訳は、それぞれの総数におおむね比例するように定め、選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数の公告の日(平成19年7月27日)時点で確定します。
- ③ 委員の任期は5年で、5年ごとに改選を行います。

2. 選挙権及び被選挙権

委員の選挙について選挙権及び被選挙権を有する方は、選挙人名簿作成の基準日現在(平成19年5月31日)において、施行地区内にある宅地の所有権を登記されている方及び選挙人名簿作成の基準日の前日(平成19年5月30日)までに施行地区内にある借地権の申告をされている方であり、(借地権を登記されていない場合は、借地権の申告を所定の手続きに従い、市に申告していただく必要があります。)

これらの方は、それぞれ1箇の選挙権、被選挙権を有します。宅地の所有権と借地権を両方お持ちの方は、それぞれの権利につき1箇の権利を有します。

ただし、宅地所有者から選出される委員と借地権者から選出される委員の候補者を兼ねることはできません。



審議会委員選挙の日程と内容

審議会委員選挙の日程と内容は、下記のとおりです

選挙期日・選挙人名簿縦覧の公告 平成19年5月11日(金)

- ・ 審議会委員選挙の期日(投票日)及び選挙人名簿の縦覧期間・場所・時間の公告をしています。

選挙人名簿の作成基準 平成19年5月31日(木)

- ・ 審議会委員の選挙をおこなうための施行地区内の地権者の選挙人名簿を作成するにあたっての基準となる日です。

選挙人名簿の縦覧期間 平成19年7月2日(月)～7月15日(日)

- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 縦覧場所 折尾総合開発事務所、本庁区画整理課
(折尾総合開発事務所のみ土日も縦覧可能です。)
- ・ 審議会委員会選挙の選挙人名簿を縦覧します。
- ・ 選挙人名簿に記載漏れや誤りがないか、確認して頂きます。
(選挙人名簿に記載されていない方は、選挙権〔投票〕及び被選挙権〔立候補〕を行使できません)
- ・ 選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合は、この縦覧期間中に異議の申出をすることができます。
(申出等の用紙は、折尾総合開発事務所に用意しております。)

7/27

選挙人名簿の確定及び、
選挙すべき委員の数の公告

※ 選挙人名簿を確定し、選挙する委員の数
(定数8名)の内訳を決定します。

立候補の受付期間 平成19年7月28日(土)～8月6日(月)

- 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日もこの時間で受付を行います。)
- 受付場所 折尾総合開発事務所
- ・ 審議会委員の立候補及び立候補の推薦届出を受け付けます。
(届出の用紙は、折尾総合開発事務所に用意しております。)

※次のいずれかに該当する方は、立候補できません。

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人または被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

候補者の公告 平成19年8月7日(火)

- ・ 審議会委員選挙の候補者の資格等を確認のうえ、候補者の氏名及び住所を公告します。また、折尾総合開発事務所に候補者の氏名を掲示します。

8/10

選挙場・投票時間・開票
日時公告

※ 選挙の投票時間及び開票の日時の公告を行います。(但し、立候補者の数が定数を超えないときは、選挙は行いません。この場合は、立候補者全員が当選人となり、以降の手続きは変更となります。)

選挙日(投票・開票) 平成19年8月19日(日)

- ・ 当選者はその氏名を後日公告し、併せて折尾総合開発事務所に掲示します。